

## 5. 千葉県発電ボイラー及びガスタービン等に係る窒素酸化物対策指導要綱で定める

### 指導基準

発電機の動力、又はこれと併せてその廃熱を利用し、蒸気や温水を得るための内燃機関として用いられるガスタービン、ディーゼル機関、ガス機関及びガソリン機関の窒素酸化物の排出基準は大気汚染防止法で定められていますが、用途が類似するボイラーと比較し窒素酸化物の排出量が多く、かつ排出口の高さが比較的低いため、二酸化窒素の環境濃度の局地的悪化が懸念されます。

そこで、県では、「千葉県発電ボイラー及びガスタービン等に係る窒素酸化物対策指導要綱」を制定し、発電等に用いる施設について、大気汚染防止法に定める排出基準よりも厳しい指導基準を設け、窒素酸化物の排出抑制を図っています。特に、発電事業については排出量が多いことから、発電事業用の発電ボイラー等に対しては、さらに厳しい指導基準により指導を行っています。

近年、電気事業法の改正や技術の進歩により、発電事業に係る指導基準が設定されていなかった施設（ディーゼル機関、ガス機関、ガソリン機関）を用いて発電事業が行われるようになり、これらの施設による窒素酸化物の増加が懸念されることから、指導基準を定める等の要綱改正を行い、平成30年7月から施行しました。

指導基準は以下のとおりです。

#### (1) 発電ボイラー及びガスタービン等の指導基準（(2)及び(3)に該当する施設を除く）

（単位：ppm）

施設の種類	燃料種類	0n (%)	新設※1		既設※2
			特別地域	その他の地域	
発電ボイラー	液体	4	40	60	—
	ガス	5	40	60	
	固体	6	40	60	
ガスタービン	種類問わず	16	20	30	60
ディーゼル機関	種類問わず	13	100	150	950
ガス機関	種類問わず	0	200	300	600
ガソリン機関	種類問わず	0	200	300	600

※1

発電ボイラーは  
H8. 4. 1以降設置  
ボイラー以外は  
H4. 5. 1以降設置

※2

発電ボイラーは  
H8. 3. 31までに設置  
ボイラー以外は  
H4. 4. 30までに設置

#### (2) 発電事業者が発電事業の用に供する発電ボイラー及びガスタービンの指導基準（単位：ppm）

施設の種類	燃料種類	0n (%)	定格出力 (kW)		
			5万未満	5万以上 15万未満	15万以上
発電ボイラー	液体	4	40	30	20
	ガス	5	40	30	20
	固体	6	40	30	20
ガスタービン※	種類問わず	16	20	15	10

※平成8年3月31日以前に設置された施設は上表(1)の基準を適用

(3) 発電事業者が発電事業の用に供するディーゼル機関，ガス機関及びガソリン機関の指導基準  
(単位:ppm)

施設の種類※	燃料種類	On (%)	指導基準
ディーゼル機関	種類問わず	13	100
ガス機関	種類問わず	0	40
ガソリン機関	種類問わず	0	200

※平成30年6月30日以前に設置された施設は(1)の基準を適用する。

※発電事業に係る定格出力の合計が3000キロワット未満の工場又は事業場については、(3)の基準を適用せず(1)の基準を適用する。

備考

1. 「特別地域」とは、野田市（旧関宿町区域を除く。）、流山市、柏市、松戸市、鎌ヶ谷市、市川市、浦安市、習志野市、市原市、袖ヶ浦市、木更津市、君津市及び富津市の13市区域とし、「その他の地域」とは、千葉県の区域のうち特別地域以外の区域(千葉市及び船橋市の区域を除く。)とする。
2. 大気汚染防止法の窒素酸化物の排出基準はp30以降に、本要綱全文はp102以降に記載されている。
3. 専ら非常時において用いられるもの(非常用施設)は、指導基準に係る適用施設から除外される。